

# 保険料率が変わります 後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっています。平成22・23年度の新しい保険料率をお知らせします。なお、平成22年度の保険料の額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

## 新しい保険料率をお知らせします

- **均等割**  
(加入者が等しく負担)

平成20・21年度  
(年間)  
43,143円



平成22・23年度  
(年間)  
**44,192円**

1,049円増

- **所得割**  
(加入者の所得に応じて負担)

平成20・21年度  
9.63%



平成22・23年度  
**10.28%**

0.65ポイント増

## 保険料の計算方法

均等割  
(1人当たりの額)  
**44,192円**

+

所得割  
加入者の所得に応じて負担  
(平成21年中の所得 - 33万円) × **10.28%**

=

**1年間の保険料**  
100円未満切捨て  
(限度額50万円)

## 保険料の軽減について

- **均等割の軽減**・・・所得の低い方は、均等割44,192円が次のとおり軽減されます。

(世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者でない世帯主の所得も判定の対象です。)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成21年度の均等割	平成22年度の均等割	比較
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	<b>4,400円</b>	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	<b>6,628円</b>	328円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ・単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	<b>22,096円</b>	525円増
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	<b>35,353円</b>	839円増

保険料の計算は、均等割と所得割を合算後に、100円未満を切り捨てます。

- **所得割の軽減**・・・加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は所得割額が**5割軽減**されます。

(例) 年金収入のみで、年金額が180万円の場合

軽減判定：180万円 - 120万円(年金控除額) - 33万円(基礎控除) = 27万円(軽減該当)

所得割額：27万円 × 10.28% × 0.5(5割軽減) = 13,878円

- **被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減**

・・・この制度加入のときにサラリーマンなどの健康保険の被扶養者であった方は、所得割がかからず、均等割が**9割軽減**されます。(国民健康保険は除く)

